正

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

小田原市
農業委員会会長

令和　　年　　月　　日

譲受人等 氏名

譲渡人等 氏名

下記のとおり転用のため農地の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

	当事者の別	氏　　名	郵便番号	住　　所	電話
1 当事者の住所等	譲受人等				
	譲渡人等				

	土地の所在	地　番	地　目		面積(㎡)	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現　況		氏　名	住　所	氏　名	住　所
2 土地の所在等									
	計	㎡（田　　㎡　畑　　㎡）							

	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
3 権利を設定、移転しようとする契約の内容		移転・設定	受理日後	受理日後から永久年間	

4 転用計画	転用の目的				
	転用の時期	工事着工時期	受理日後	工事完了時期	受理日後　　ヶ月
	転用の目的に係る事業又は施設の概要				
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					

（記載要領）

1 届出者が法人である場合には法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者が法人である場合には、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を記載してください。

3 届出者が共有、届出地が複数で欄に記載しきれない場合は、「○○○○外○名」「別紙のとおり」とし、別紙を作成し、届出書（正・副それぞれ）に添付してください。

4 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

5 訂正があった場合は、作成し直しになります。ただし、届出者の押印があり、届出書右側に同印の捨印があれば、訂正印での訂正が可能です。

下記事項について該当する所に○印を記入してください。

	当該農地について	
転用する農地の他法令との関連について	1 生前一括贈与の適用　（うけている・うけていない） 2 相続税納税猶予の適用　（うけている・うけていない） 3 農業者年金経営移譲の適用（うけている・うけていない）	4 生産緑地の指定　（うけている・うけていない） 5 その他の指定（　　）（うけている・うけていない）

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

副

小田原市
農業委員会会長

令和　　年　　月　　日

譲受人等 氏名

譲渡人等 氏名

下記のとおり転用のため農地の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

	当事者の別	氏　　名	郵便番号	住　　所	電話
1 当事者の住所等	譲受人等				
	譲渡人等				

	土地の所在	地　番	地　目		面積(㎡)	土 地 所 有 者		耕 作 者	
			登記簿	現　況		氏　名	住　所	氏　名	住　所
2 土地の所在等									
	計	㎡（田　　㎡　畑　　㎡）							

	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	そ　の　他
3 権利を設定、移転しようとする契約の内容		移転・設定	受理日後	受理日後から永久年間	

4 転用計画	転用の目的				
	転用の時期	工事着工時期	受理日後	工事完了時期	受理日後　　ヶ月
	転用の目的に係る事業又は施設の概要				
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					

受　理　通　知　書

農委第　　号
令和　　年　　月　　日

小田原市農業委員会会長

上記による届出は、令和　　年　　月　　日到達、受理し、同日その効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。

（別紙）

当事者の別	氏　　名	共有持分	住　　所	連絡先電話
（例） 譲受人・譲渡人	小田原太郎	1/2	小田原市〇〇1番地	0465-00-1111
（例） 譲受人・譲渡人	小田原梅子	1/2	小田原市〇〇10番地	0465-00-2222
譲受人等・譲渡人等				
譲受人等・譲渡人等				
譲受人等・譲渡人等				
譲受人等・譲渡人等				
譲受人等・譲渡人等				
譲受人等・譲渡人等				
譲受人等・譲渡人等				
譲受人等・譲渡人等				
譲受人等・譲渡人等				
譲受人等・譲渡人等				
譲受人等・譲渡人等				

（別紙）

土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者		耕作者	
		登記簿	現況	（㎡）	氏名	住所	氏名	住所
小田原市								

農地法第５条第１項第６号届出の留意事項

１．届出書類

1	届 出 書（正本・副本）	農業委員会
2	届出地の登記簿謄本(原本)１部 （届出日から３箇月前までに発行のもの）	法務局
3	譲受人等(届出者)の住民票抄本(原本)１部 （法人の場合は、法人登記簿）	市役所（戸籍住民課）・支所・連絡所又は法務局
4	土地所有者の住民票抄本(原本)１部（法人の場合は、法人登記簿）※下記７参照（省略できる場合があります）	
5	案内図 （住宅地図等。届出地を赤枠で表示してください。）１部	
6	土地区画整理事業施工中の場合……仮換地証明書１部	区画整理組合
7	土地所有者の届出書に記載する住所と届出地の登記簿謄本上(「4」)の住所が同じ場合は、省略することができます。異なる場合は、その関係の分かる証明(原本)が必要となります。 （例） （１）土地所有者の現住所が登記簿上の住所と異なるとき …住民票抄本 （２）住居表示の実施により異なっているとき …住居表示変更証明書 （３）住民票の前住所地欄とも異なっているとき …戸籍の附票	市役所（戸籍住民課）・住民窓口・市民窓口
8	その他参考となる書類 （必要に応じて指示します。主に公図の写しを求めることがあります。）	

２．押印について

(1) 押印は不要となっていますが、訂正を要する場合は届出者の押印と捨印（訂正印）が必要です。（押印・捨印が無い場合は、作成し直しになります）

(2) 法人の場合は、通常取引に使用している印を押印・捨印に使用してください。

(3) 捨印は、届出書右側の欄外に押してください。

(4) 届出者以外の方が届出書の提出と受理通知受取をする場合は、委任状が必要です。委任状には委任者（届出者）の署名押印が必要です。

３．届出日と受理書の交付

届出日	受 理 書 の 交 付
随時	・１週間前後で受理通知書交付案内（葉書）を届出者に送付します。なお、委任状があれば、受任者に送付します。 ・その通知と引き換えにて受理通知書を交付します。

４．記載注意

項 目		説 明
1	当事者の氏名・住所等	・住民票（法人は法人登記簿）によって記載してください。 ・共有地で複数名の連名で届出る場合で、欄に書ききれない場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙を届出書（正・副）に糊付け貼付する。
2	土地の所在・地番等	・登記簿謄本によって記載してください。 ・現況地目は、田以外の農地は、耕作の有無にかかわらず耕作可能であれば畑としてください。
3	権利の種類	・子が親の土地を無料で借りて住宅を新築する場合は、「使用貸借権」になります。 ・所有権移転の場合は、「所有権(売買)」「所有権(贈与)」とし てください。
	設定・移転の別	・所有者が変わる場合……移転 ・利用権を設定する場合……設定
	設定・移転の時期	・約定に基づき記入してください。 ・受理後に約定する場合は、受理後の日付を設定してください。
	権利の存続期間	・所有権の移転の場合…移転日から永年間としてください。 ・利用権の設定の場合…約定期間を記入してください。
4	転用の目的	・確実なものを記入してください。 （地目変更の登記をした際に登記官が調査をいたします。） （例）自己住宅敷地　アパート敷地　貸家敷地　倉庫敷地 分譲宅地敷地　駐車場敷地　資材置場敷地 店舗敷地　事務所敷地　庭敷地拡大など
	転用の目的に係る事業又は施設の概要	・具体的に記入してください。 ・建物規模等が未定の場合は、予定数値を記入ください。 ・当該地が接道していない場合は、進入路をどうするか記入してください。 （例）○造○階建　1F○○㎡・2F○○㎡・延○○㎡ ○ 世帯入居用・○棟建築 分譲宅地○に造成・1区画平均○○㎡ アスファルト舗装をし、区画割りをする。 駐車予定台数○台
5	転用によって生ずる被害の防除施策の概要	・転用によって近隣とトラブルが生じないよう配慮した結果を記入するとともに周囲の状況を記入してください。 (例)周辺の農耕に支障を及ぼさないよう排水等に十分配慮します。 ・盛土に際しては、周囲を堅固なコンクリート土留としたうえで施工し、農耕に支障を及ぼさないよう排水等に十分配慮します。 ・区画整理地内であるが、施工に際しては、近隣に被害を与えないよう排水等に十分配慮します。 東側：田　西側：道路　南側：畑　北側：水路

５．届出上の注意

(1) 書類不備の届出については、受付けませんので、余裕をもって提出してください。

(2) 届出義務者以外の者が届出書の作成を受託して提出する場合は、正本の欄外に作成者（氏名・事務所名・電話番号）を記載してください。

(3) 届出地が酒匂川左岸土地改良区受益地内の場合は、当該事務所へ手続きをしてください。
（小田原梅の里センター分館曽我みのり館内　0465-42-3559　上曽我2984）

(4) 不明な点は農業委員会事務局（TEL:0465-33-1748）にお問い合わせください。

記 載 例

届出書提出日を記入

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

正

小田原市
農業委員会会長

（法人の場合）
株式会社　〇〇〇〇
代表取締役　□□□□

〇〇　年　4　月　1　日

代表者印

正本・副本ともに欄外に捨印

住所は記載しない

譲受人氏名　株式会社　朝日町住宅
代表取締役　朝日 一郎

譲渡人氏名　小田原　太郎

小田原

（個人の場合）
認 印

下記のとおり転用のため農地の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出

代表者印

小田原

押印は不要となっていますが、訂正印により訂正を行う場合は、押印及び捨印が必要

	当事者の別	氏　　名	郵便番号	住　　所	電話
1 当事者の住所等	譲受人	株式会社　朝日町住宅 代表取締役　朝日一郎	250-0042	小田原市荻窪1	0465-33-0000
	譲渡人	小田原 太郎	250-0001	小田原市扇町１－１	0465-22-0000

	土地の所在	地　番	地　目		面積(㎡)	土　地　所　有　者		耕　作　者	
			登記簿	現　況		氏　名	住　所	氏　名	住　所
2 土地の所在等	小田原市 荻窪字反町	200-1	畑	雑種地	120	小田原太郎	小田原市扇町1-1		
	同上	200-2	田	畑	200	同上	同上	小田原 太郎	小田原市扇町1-1
	以下余白								
		320　㎡（田　200　㎡　畑　120　㎡）							

現況が農地以外の場合は、**空欄**としてください。

一番下の欄に「以下余白」を記入

	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	そ　の　他
3 権利を設定、移転しようとする契約の内容	所有権（売買）	移転	受理日後	受理日後から永久年間	

所有権（売買）、所有権（贈与）賃貸借権、使用貸借権をプルダウンで選択

権利の種類を選択すると自動で「移転」または「設定」が入力されます

4 転用計	用の目的	建売住宅			
	工事		工事完了時期	受理日後　6　ヶ月	
	転用の目的に係る事業又は施設の概要	木造　２階建　３棟			

（主な転用目的）
自己住宅、共同住宅、建売住宅、分譲宅地、店舗、倉庫、駐車場、資材置場、道路、敷地の拡張 等

5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	周辺の農耕に支障を及ぼさないよう排水等に十分配慮します。 東側：畑　　西側：道路　　南側：畑　　北側：水路

・建築物がある場合 → 〇〇造 〇階建 〇棟
・建築物がない場合 → アスファルト敷き、ジャリ敷き、転圧 等
・分譲宅地の場合 → 〇区画

（記載要領）

1　届出者が法人である場合には法人の名称及び代表

2　届出者が法人である場合には、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を記載してください。

3　届出者が共有、届出地が複数で欄に記載しきれない場合は、「〇〇〇〇外〇名」「別紙のとおり」とし、別紙を作成し、届出書（正・副それぞれ）に添付してください。

4　「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

5　訂正があった場合は、作成し直しになります。ただし、届出者の押印があり、届出書右側に同印の捨印があれば、訂正印での訂正が可能です。

下記事項について該当する所に〇印を記入してください。

	当　該　農　地　に　つ　い　て	
転用する農地の他法令との関連について	1　生前一括贈与の適用　（うけている・うけていない） 2　相続税納税猶予の適用　（うけている・うけていない） 3　農業者年金経営移譲の適用（うけている・うけていない）	4　生産緑地の指定　（うけている・うけていない） 5　その他の指定（　（うけている・うけていない）